

# 13 スマートシティ 産業

# 1 経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・経済産業省)  
(都所管局 産業労働局・デジタルサービス局)

- (1) 重要な鉱物資源やデジタルインフラなどの分野における国産物資・技術の保護及び新たな技術の開発に向けた必要な支援を行うとともに、経済安全保障上の課題の解消に向けたロードマップを国として示すこと。
- (2) 国内企業の投資拡大や技術力向上につながるよう、行政における国内技術の率先的な利活用促進の方針を提示するなど国が主導的役割を担うとともに、必要な法改正を行うこと。

## <現状・課題>

ロシアのウクライナ侵攻やアメリカのイランとの軍事衝突など、国際情勢の急激な変化の中、世界経済は非常に緊迫した状況に置かれており、原油やナフサなどのエネルギー原材料、レアメタルやレアアースなどの鉱物資源等を海外からの供給に過度に依存することによるリスクが顕在化している。それら特定重要物資の安定的な供給が確保されなければ、今後、供給途絶や供給不足等が生じる可能性があり、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある。

こうしたリスクに備え、米国や欧州連合（EU）、中国、韓国等で自国のサプライチェーンを強化する動きが加速しており、日本においても、経済安全保障に関する基本的な方針を策定し、関係省庁等と連携しながら16の特定重要物資の指定や総額2兆円超の予算を措置するなど体制の強化を図ってきたところである。

また、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において、国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定重要技術については、流出すれば軍事転用、サイバー攻撃、社会混乱等の原因になりかねず、他国に依存しすぎないよう、国内の自立性を確保する必要がある。デジタル時代の社会・経済活動を支えるデータセンターや、基地局などのデジタルインフラ分野では、現状、海外メーカーの圧倒的なシェアによりサプライチェーンの一部分のみの関与で国産メーカーが採算性を確保できず、既存事業から撤退するなどの動きも出てきており、こうした重要技術に係る国内産業を維持するためには、行政の支援が必要不可欠である。

さらに、国内企業の技術等の向上を図るためには、行政等で利活用の実績を積むことが重要であるが、現在、行政機関で積極的に国内技術を採用しようとしても、現行の地方自治法や地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令の制約上、国内技術の採用を条件として自治体が調達を行うことは困難である。

東京の産業を支える特定重要物資の安定供給や、都内事業者の経済活動の維持に不可欠な特定重要技術を確保・育成していくためには、より一層支援の充実を図る必要がある。

#### < 具体的な要求内容 >

(1) 特定重要物資について、指定を迅速に行うとともに、供給を受ける事業者、投資家等の安定供給の確保に資する関係者が支援を受けるために必要な事務手続等が過度な負担とならぬよう簡素で分かりやすい制度設計とすること。

また、地理的偏在と投資リスクの大きさから市場機能が働きにくいレアメタルやレアアース等の鉱物資源等については、関係省庁間の連携の下、開発・安定供給に向けた具体的な取組を進めること。

(2) 特定重要技術について、産業競争力の核となりうる重要なデジタルインフラなどの分野における国産技術の保護、新たな技術の開発・育成に向けた必要な支援を継続するとともに、経済安全保障上の課題の解消に向け、今後の取組や目標等をロードマップとして示すこと。

(3) (1) 及び (2) の特定重要物資・技術について、対象範囲を幅広く捉え、加工・運搬・サービス提供までの一連のサプライチェーン全体をカバーし、国産メーカーの自立的な事業展開に繋がるような包括的・継続的な支援とすること。

(4) 国内技術の育成の推進に向けては、行政での活用が広がることで国内企業の投資拡大や技術力向上につながることから、まずは行政での利用拡大を図るために国や地方自治体で幅広く国内技術を積極的に活用する旨の行政における利活用促進の方針を策定し提示するなど、行政機関における国内技術の活用について国が主導的役割を担うこと。

また、自治体においてデジタル分野での基幹的な技術やサービスについて国内企業の技術やサービスの調達が可能となるよう、地方自治法及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の特例を認めるなど国内事業者に限定した契約を可能とする制度の見直しを行うこと。

## 2 中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組 の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者には「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

### <現状・課題>

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一環として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年 4 月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション & レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和 4 年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和 8 年 3 月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 54,230 件となり、都の政策連携団体等も 39 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

< 具体的要求内容 >

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

## 参 考

### < 中小企業受注拡大プロジェクトの概要 >

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

#### 1 < ビジネスチャンス・ナビ >

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のPR情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

#### 2 < 東京ビジネスフロンティア >

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

### 【ビジネスチャンス・ナビの概要】



### < 令和3年度までの組織委員会や国における位置づけ >

#### ○東京 2020 アクション&レガシープラン 2019 アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

#### ○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和3年6月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成28年4月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等と連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

### 3 物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実【最重点】

(提案要求先 公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

#### <現状・課題>

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組及び収益力強化に向けた取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和2年5月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和5年11月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたりするなど、委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。

さらに、令和7年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所・東京商工会議所が令和7年6月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が6割以上に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

#### <具体的要求内容>

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続・拡充など更なる支援の充実を図ること。あわせて、企業間のみならず、一般消費者も含めた全ての取引形態における適正な価格での取引推進に向け、社会全体の理解をより一層促すこと。

## 4 中小企業の人材確保・定着への支援

(提案要求先 内閣府・法務省・厚生労働省・経済産業省)  
(都所管局 産業労働局)

少子高齢化による労働力人口の減少を踏まえ、東京の経済を支える中小企業の人材確保・育成を促進していくための総合的な対策を実施すること。

### <現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少が危惧される中、多くの産業において人手不足が深刻化しており、人手不足による倒産も増加傾向となっている。

特に中小企業においては、募集をかけても応募者が少ない、自社の強みを求職者に伝えるノウハウが不足しているなどの課題を抱え、求める人材を採用できない状況となっている。人材の計画的・中長期的な育成や活用にも課題を抱え、若年者の定着や技能承継に支障を来しているという状況もある。

また、社会のデジタルトランスフォーメーションの進展など産業構造が変化する中、中小企業ではデジタル人材等の確保・育成が大きな課題となっており、求職者に対する職業訓練や在職者へのリスキリングにより、産業構造の変化に適切に対応することができる人材を育成していくことが求められる。

一方、外国人材の受入れについては、国による新たな在留資格の創設等により拡大が図られており、これに伴い、中小企業において外国人が安心して就労できる環境づくりが急務となっている。

特定技能制度・技能実習制度の見直しについては、令和6年6月に出入国管理及び難民認定法などの改正が国会で成立し、令和9年4月の施行が予定されている。新制度においては、制度見直しの趣旨を踏まえ企業と外国人材双方にとって意義のある運用が図られる必要がある。

加えて、国は、令和4年7月に「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定したが、今後、副業・兼業等の多様な働き方も含めた人材の確保を進めていくことが必要である。

中小企業が存続し、成長を遂げていくためには、人材の確保・育成は不可欠であり、ミスマッチの解消や実態を踏まえた総合的な支援を図る必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 中小企業が若手人材を採用できない主な要因は、学生の大企業志向や中小企業に関する情報不足であることから、企業研究促進や就業観の醸成に関する職業教育の充実を図るなど、学生や学校が中小企業に対する理解を深める対策を行うこと。
- (2) 即戦力となる専門・中核人材の確保に向けては、ハローワークや民間職業紹介事業者との求職・求人情報の共有による連携強化や、専門知識・経験を有する人材と中小企業のマッチング支援の推進など、総合的な対策を図ること。

- (3) デジタル人材をはじめとする産業構造の変化に対応するための人材を確保・育成するため、都の施策に対する新たな補助制度創設など支援を充実すること。
- (4) 外国人が安心して日本で就労できるよう、中小企業における労働環境の確保や、住宅をはじめとする生活基盤の整備等について、支援の充実を図るとともに、特定技能制度・技能実習制度について、制度見直し後の円滑な移行が行われるよう、普及啓発や必要な支援の検討を進めること。
- (5) 人材不足が深刻な建設、医療、福祉、運輸業等における人材確保状況や労働実態を踏まえ、従業員の処遇改善など、総合的な確保対策を行うこと。
- (6) 国の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、適切な労働時間管理や健康管理などが図られるよう、企業・労働者双方に対して周知を図ること。

## 5 中小企業のデジタル化の推進

(提案要求先 中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

中小企業のデジタル化に向けて普及啓発やデジタル技術活用に必要な経費助成など更なる支援強化を図ること。

### <現状・課題>

少子高齢化に伴う労働力人口の減少やコロナ禍を経て一層顕著となったデジタル化の進展などがみられる現状において、中小企業の持続的な成長のためには、データやデジタル技術の効果的な活用により生産性を向上させ、競争力を強化していくことがもはや不可欠な状況となっている。

こうした中、国では中小企業省力化補助金において、現場の実情に応じたオーダーメイド型の設備投資も幅広く対象とする「一般型」を継続的に実施するとともに、「デジタル化・AI導入補助金」において、ITの“導入”だけでなく“定着”を促す支援も補助対象とするなど、中小企業のデジタル化を推進している。

また、都においても、中小企業のデジタル化推進に向けて普及啓発や人材育成等の支援を行うとともに、デジタル技術活用に必要な経費助成などの充実を図り、中小企業の取組を後押ししているところである。

しかしながら、中小企業は大企業と比べて、デジタル化を進める上で資金やノウハウなどの経営資源が不足しており、今後、中小企業のデジタル化の取組を一層加速させていく必要がある。

### <具体的要求内容>

中小企業のデジタル化に向けて、好事例の発信による普及啓発とともに、デジタル技術活用等に必要な経費助成の更なる支援強化を図ること。

## 6 社会経済情勢の影響を受ける中小企業者への 資金繰り支援【最重点】

(提案要求先 金融庁・経済産業省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生などに係る支援について、更なる充実を図ること。

### <現状・課題>

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

そうした状況の下、多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などの影響も受け、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和6年7月に経営力強化保証制度を、令和7年3月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を、令和8年3月には経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営状況の改善に資することを目的としてモニタリング強化型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しするため、実情に合わせた運用が必要となる。

また、セーフティネット保証制度については、5号では令和6年12月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 新型コロナウイルス対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。
- (2) 国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けて

いる中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、モニタリング強化型特別保証制度については、活用が促進されるよう、利用状況を踏まえた見直しを適宜行うこと。様々な社会経済情勢の影響により経営改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

- (3) 中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度について、対象業種を的確に指定するなど、引き続き適切な運用を行うこと。

## 7 中小企業の事業承継円滑化のための税制措置 及び中小M&A市場における健全な環境整備

(提案要求先 財務省・経済産業省・中小企業庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 中小企業の資産相続時における税負担の更なる軽減措置の強化を図ること。
- (2) 中小M&A市場における健全な環境整備に向けた対策の強化を図ること。

### <現状・課題>

国はスムーズな事業承継を支援するために、非上場株式の相続税や贈与税の納税を猶予する制度である事業承継税制について、平成30年度税制改正では、事業承継の一層の促進を図るため、10年間の特例措置として、今後5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、猶予対象となる株式数の上限を撤廃し、納税猶予割合を100%とすることで承継時の納税負担をなくすことをはじめ、雇用の8割維持の要件の実質的な撤廃、更には、経営環境の変化に応じて自主廃業や株式売却を行う際の税負担を軽減するなどの特例措置を講じている。

また、令和元年度税制改正では、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間の特例措置を創設し、5年以内に承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合については、個人の土地・建物を含む多様な事業用資産の承継に係る相続税及び贈与税の納税猶予割合を100%とすることとしている。加えて、令和4年度税制改正において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、法人版の特例承継計画の提出期限が1年延長され、さらに令和6年度税制改正において、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、法人版特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限がそれぞれ2年延長された。そして令和7年度税制改正において、後継者の役員就任要件が、贈与の直前において役員等であることに変更された。令和8年度税制改正においては、適用期限が到来するまでの間に、手続や後継者育成を終わらせるために、法人版特例承継計画の提出期限は1年半、個人事業承継計画の提出期限は2年半延長された。

こうした非上場株式及び個人の事業用資産に係る相続税、贈与税の税負担について抜本的な拡充が行われる中、事業用の宅地などその他事業用資産に係る税負担については、一定の特例措置により相続税負担の軽減が図られているものの、依然として事業者にとっては重い負担となっており、更なる軽減措置が望まれる。

高齢化が急速に進展する中、後継者不足に直面する中小企業等の経営者にとって、事業承継は重要な経営課題であることから、更なる円滑化に向けて、相続税をはじめ事業承継に関連する税の負担軽減をより一層拡充する必要がある。

また、後継者の決定した中小企業においても、株式の移転等手続に一定の期間を要することから、特例措置の適用期限の延長措置を講じる必要がある。

加えて、近年では、後継者不在の中小企業が事業承継を実現するための手法としてM&Aが浸透してきている。国においては、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するため、M&A支援機関の登録制度を設けるとともに、M&Aの基本的な事項や手数料の目安、M&A仲介業者等に対する適切な行動指針等を示した「中小M&Aガイドライン」を策定する等の取組を実施しているが、不適切な譲り受け側企業等の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題が発生している。国ではガイドラインの改訂等により対策を行っているところであるが、中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化が必要である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 特定の小規模宅地等の相続税評価額を軽減する特例の対象を、400 m<sup>2</sup>を超える部分にも拡充するなど、中小企業の事業承継に伴う相続税負担の一層の軽減を図ること。
- (2) 事業承継者に過度な負担とならない相続税の課税ベース及び税率構造とすること。
- (3) 特例措置の適用期限（法人版事業承継税制は令和9年12月末、個人版事業承継税制は令和10年12月末）を延長すること。
- (4) 中小M&A市場における健全な環境整備に向け、ガイドラインの遵守に実効性を持たせるなど、より一層の対策の強化を図ること。

参 考

(1) 小規模宅地等の課税の特例 (25 年度税制改正の内容)

- 「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」に係る特例の適用対象限度面積を 240 m<sup>2</sup>から 330 m<sup>2</sup>に拡充
- 「①被相続人等の事業の用に供されていた宅地等」と「②被相続人等の居住の用に供されていた宅地等」(貸付事業用宅地等は除く)の併用を可能に拡充

相続開始の直前における宅地等の利用区分			要件	適用対象限度面積	減額割合	
①	被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等	特定事業用宅地等に該当する宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%	
		貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業(貸付事業を除く)用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%
			一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m <sup>2</sup>	50%
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m <sup>2</sup>	50%	
		被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200 m <sup>2</sup>	50%	
②	被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等に該当する宅地等	330 m <sup>2</sup>	80%	

25 税制改正前 240 m<sup>2</sup>

(2) 相続税法の一部改正 (25 年度税制改正の内容)

	改正前	改正後																												
定額控除	5,000 万円	3,000 万円																												
法定相続人比例控除	1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続人数を乗じた金額																												
相続税の税率構造	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">税率</td><td></td></tr> <tr><td>1,000 万円以下の金額</td><td>10%</td></tr> <tr><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr><td>3 億円以下の金額</td><td>40%</td></tr> <tr><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>3 億円超の金額</td><td>50%</td></tr> <tr><td>-</td><td></td></tr> </table>	税率		1,000 万円以下の金額	10%	(中略)		3 億円以下の金額	40%	-		3 億円超の金額	50%	-		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">税率</td><td></td></tr> <tr><td>同左</td><td></td></tr> <tr><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr><td>2 億円以下の金額</td><td>40%</td></tr> <tr><td>3 億円以下の金額</td><td>45%</td></tr> <tr><td>6 億円以下の金額</td><td>50%</td></tr> <tr><td>6 億円超の金額</td><td>55%</td></tr> </table>	税率		同左		(中略)		2 億円以下の金額	40%	3 億円以下の金額	45%	6 億円以下の金額	50%	6 億円超の金額	55%
税率																														
1,000 万円以下の金額	10%																													
(中略)																														
3 億円以下の金額	40%																													
-																														
3 億円超の金額	50%																													
-																														
税率																														
同左																														
(中略)																														
2 億円以下の金額	40%																													
3 億円以下の金額	45%																													
6 億円以下の金額	50%																													
6 億円超の金額	55%																													

(3) 非上場株式等(※)に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の主な改正事項

- 平成 30 年度税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予について、10 年間の特例措置を創設し、抜本的に拡充(※中小企業者である非上場会社の株式又は出資)

改正事項	一般措置	特例措置
納税猶予の対象株式	議決権株式総数の 2 / 3 まで	上限を撤廃、議決権株式全てを対象
納税猶予割合	相続 80% 贈与 100%	相続の猶予割合を 100% に拡大
雇用要件	5 年間平均で 8 割を維持	実質的に撤廃
対象者	1 人の先代経営者から 1 人の後継者へ	複数の株主から代表者である後継者(最大 3 人)へ
自主廃業、売却時の納税	納税額を承継時の株価で算定	自主廃業・売却時の株価で算定
対象時期	定めなし	2018 年から 2027 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要(令和 4 年度税制改正延長後) ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要(令和 6 年度税制改正延長後) ※2027 年 9 月 30 日までに承継計画の提出が必要(令和 8 年度税制改正延長後)
後継者要件	贈与の日まで 3 年以上継続して役員等であること	贈与の日まで 3 年以上継続して役員等であることから贈与の直前において役員等であることに変更(令和 7 年度税制改正)

(4) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の主な改正事項

○令和元年度税制改正「個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予の創設」

事項	内容
納税猶予の対象	事業用資産（土地 400 ㎡まで、建物 800 ㎡まで、機械・器具備品等）
納税猶予割合	相続 100% 贈与 100%
対象時期	2019 年から 2028 年までの相続・贈与 ※2024 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要 ※2026 年 3 月 31 日までに承継計画の提出が必要（令和 6 年度税制改正延長後） ※2028 年 9 月 30 日までに承継計画の提出が必要（令和 8 年度税制改正延長後）
後継者要件	贈与の日まで引き続き 3 年以上従事から、贈与の直前において事業に従事していることへと変更（令和 7 年度税制改正）
その他	既存の事業用小規模宅地特例との選択制

## 8 博士人材等の活躍の推進

(提案要求先 財務省・文部科学省・経済産業省)  
(都所管局 政策企画局・総務局・産業労働局)

- (1) 産業分野で活躍する博士人材を増やしていくため、国が先頭に立って必要な環境整備を行うこと。
- (2) 海外で実施されている Industrial PhD の仕組みを参考に、学生・企業・大学の三者が連携し、企業における実課題への対応と学位取得を両立させる育成ルートを確立すること。
- (3) 学生のニーズに応じて、自然科学系の学生のみならず、人文科学・社会科学系の博士人材が産業分野で活躍できるよう、支援を行うこと。
- (4) 産学間で博士人材の往来が活性化するように、人材の循環を促進すること。
- (5) 博士課程学生に対する経済支援について、優秀な学生の進学を一層促進するため、給付水準の引上げを図ること。
- (6) 博士課程学生を支援する研究奨励費について、学生の税負担の軽減を図ること。
- (7) 大学の研究者が研究活動に注力できるよう、補助金制度等を使いやすいものとするなど、必要な環境を整えること。

### <現状・課題>

博士号取得者は社会課題解決や新産業創出のエンジンであり、世界では積極的な登用を推進している。しかし、日本では、修士課程修了者の博士課程への進学率は横ばいが続き、人口 100 万人当たり博士号取得者は欧米等に比べて少なく、企業等での活用も進んでいない。博士人材活用の遅れは深刻であり、このままではグローバルな技術競争・新規事業創出から取り残されていく懸念がある。

その要因として、博士課程進学後の生活に対する経済的な不安や修了後のキャリアパスが不透明であること等が挙げられている。国は目標として、「2040 年における人口 100 万人当たりの博士号取得者数を世界トップレベルに引き上げる(2020 年度比約 3 倍)」ことを掲げ、企業への就職を後押しするための情報発信

やジョブ型研究インターンシップによる就業機会の提供、博士号取得者を雇用した企業に対する人件費の税額控除、博士課程学生への生活費支援等の取組の充実を図っている。

一方、企業・大学・学生それぞれの間で博士人材の役割や有用性に関する認識が十分に共有されておらず、博士人材が十分に活躍するには至っていない。

また、企業に対する税額控除については、要件が厳しく手続き面での負担が大きい等の理由から利用が伸び悩んでおり、国による生活費支援の給付水準については、経済界から「優秀な人材が博士課程で学ぶ生活水準として十分であるとは考えにくい」との指摘がある。

こうした中、都では、社会での博士人材の活躍を促進するため、政策連携団体等において博士人材を活用する事業を実施している。また、イノベーションを創出するスタートアップ等の成長の後押しに向けて、高度な専門知識を有する博士人材の活用を支援するため、スタートアップ及び博士人材に向けたセミナーやマッチングイベント、定着に向けた伴走支援を実施する。

さらに、優秀な人材の博士課程への進学を促進するため、東京都立大学の博士課程の学生を対象に大幅に拡充した経済支援を開始した。

- ・平均的な生活費相当額の研究奨励費を支給するとともに授業料を都が負担
- ・優れた業績を上げている2・3年次の学生に、修士課程修了後に就職した場合の給与に相当する額を支援

本経済支援では、優れた人材が生活の心配なく博士課程に進学できるよう、生活費等に充てることのできる研究奨励費を支給する仕組みとしているが、研究奨励費は所得税法上の雑所得として扱われており、所得控除により税負担の軽減を受ける給与所得と比べ、学生の負担が大きい。

こうした状況は、科学技術振興機構の実施する次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）等の支援においても同様であり、支援効果の低減につながっているため、限られる予算を有効に活用し日本の科学技術力向上を図るに当たって、早急に改善が必要な課題となっている。

また、博士人材の活躍の推進に向けては、大学自体の機能強化も重要である。大学の研究力を確保・強化するためには、研究活動に関する補助金申請等の事務負担を減らし、研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 産業分野で活躍する博士人材を増やしていくため、企業・大学・学生の意識改革や、大学におけるキャリア教育の充実、産学連携による即戦力となる人材育成、企業における博士人材の雇用に係る研究開発税制の見直し等、国が先頭に立って必要な環境整備を進めること。
- (2) 海外で実施されている Industrial PhD の仕組みを参考に、学生が企業に雇用され、給与を受けながら博士論文を執筆し、学位を取得する等、学生・企業・大学の三者が連携し、企業における実課題への対応と学位取得を両立させる育成ルートを確立すること。
- (3) 学生のニーズに応じて、自然科学系の学生のみならず、人文科学・社会科学系の博士人材が産業分野（特に中小企業・スタートアップ）で活躍できる

よう、支援を行うこと。

- (4) 産学間で博士人材の往来が活性化するよう、人材の循環を促進すること。
- (5) 博士課程学生に対する経済支援について、優秀な学生の進学を一層促進するため、給付水準の引上げを図ること。
- (6) 博士課程学生を支援する研究奨励費について、学生の税負担の軽減を図ること。
- (7) 大学の研究者が研究活動に注力できるよう、補助金制度等を使いやすいものとするなど、必要な環境を整えること。

## 9 森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の 充実【最重点】

(提案要求先 林野庁)  
(都所管局 産業労働局・政策企画局)

- (1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
- (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
- (3) 実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
- (4) 花粉発生源対策の強化に取り組むこと。
- (5) 森林における地籍調査が進むよう対策を講じること。

### <現状・課題>

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成30年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った年齢構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、今や都民の約二人に一人がスギ花粉症に悩んでいるといわれ、都民、国民の健康に関わる重要な課題となっており、花粉発生源対策のスピードを上げていく必要がある。

一方、伐採・植替え（花粉発生源対策）においては、森林の所有者の世代交代や不在村化等により、所有者や境界の不明となった森林が増え、大きな支障になっている。今後、更にこうした森林が増加していくことが懸念される。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した47都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靱化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端

の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施、原木市場といった流通に係る施設整備等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に加え、令和7年度から専門家を活用した森林の所有者や境界の明確化の支援を都自ら働きかける取組を始めている。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和5年5月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和6年の飛散期から今後10年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

#### < 具体的要求内容 >

##### (1) 森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

##### (2) 森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及、円滑な木材流通に向けた原木市場等の整備への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

##### (3) 実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

##### (4) 花粉発生源対策の強化

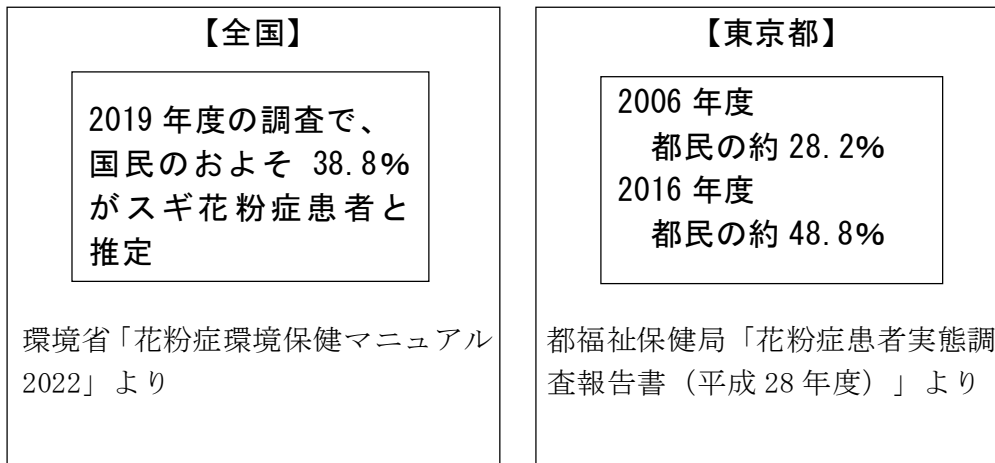
花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

##### (5) 森林における地籍調査が進む対策への取組

相続登記されないことにより所有者が不明瞭な森林での地籍調査の加速に向け、自治体が執行体制の強化が図れるよう財政的措置を行うとともに、森林における地籍調査の意義について広報の充実を図ること。

参 考

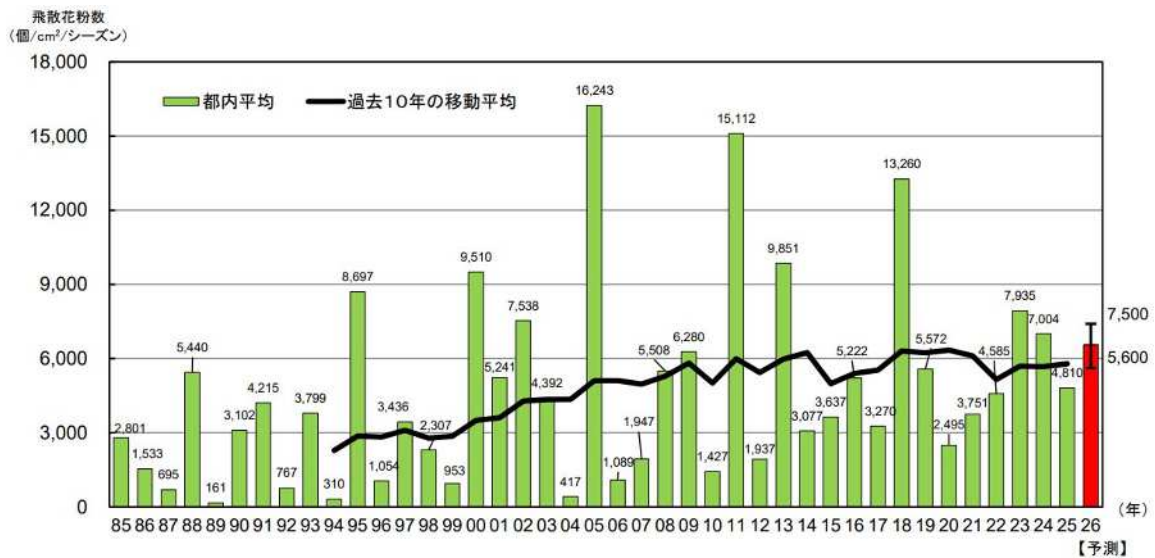
【花粉症患者数】



【花粉飛散数の推移】

令和8年1月22日 保健医療局

「令和7年度第2回東京都花粉症対策検討委員会 会議資料」より



## 10 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実【最重要】

(提案要求先 農林水産省・林野庁・水産庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実を図ること。
- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

### <現状・課題>

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者・漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和6年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、不安定な国際情勢等により、景気の先行きが不透明な中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

### <具体的要求内容>

- (1) 原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業・漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

- (2) 国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

# 1 1 都市農業の振興と都市農地の保全に向けた 制度改善【最重点】

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)  
(都所管局 産業労働局・都市整備局)

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財制措置を講ずること。

## <現状・課題>

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年に「都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）」を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法の制定から 10 年を迎える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

なお、国は、平成 29 年に一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

## <具体的要求内容>

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

- (1) 相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。
- ① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。
  - ② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。
  - ③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地を相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。
  - ④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。
  - ⑤ 自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充すること。
- (2) 都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。
- ① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱いとすること。
  - ② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）の対象地域を拡大すること。

## 1 2 新規就農者の経営安定への支援

(提案要求先 農林水産省)  
(都所管局 産業労働局)

新規就農者育成総合対策について、市街化区域で新たに農業を始める方が、経営開始資金の交付対象となる仕組みとすること。

### <現状・課題>

東京都では、農業の担い手を確保・育成するため、農外等からの新規就農希望者の就農や定着支援に向け、様々な施策を展開している。この一つとして、農業を始めて間もない方の営農開始時期の生活を支えるため、国の制度である新規就農者育成総合対策の経営開始資金を活用した支援を行っている。

この経営開始資金について、国は、市街化区域内も含め、地域の話合いにより策定した計画に基づき営農を開始した農業者を対象に交付していた。

しかし、令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の施行により、将来の農地利用の姿を明確にするため、市街化区域を除いて地域計画を策定することが義務付けられた。

これに伴い、令和7年度から、経営開始資金の交付対象が、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定されることとなった。

東京の農業は、約6割が市街化区域内にある農地で営まれているため、都内の多くの地域において新規就農者は交付対象外となり、東京農業の振興に大きな影響がある。

都は、市街化区域の自治体が、農業の活性化に向けた計画を策定する場合に支援を行っており、東京農業の更なる発展に向け、こうした市街化区域内において、新たに農業を開始する方々へも確実に支援ができる仕組みが必要であることから、以下の要求を行う。

### <具体的要求内容>

市街化区域内での新規就農者が、経営開始直後の経営確立を早期に図れるよう、経営開始資金の交付対象を、地域計画を策定した地域で営農する農業者に限定せず、市街化区域内の基礎的自治体が同様の計画を策定した場合にその地域で営農する農業者も含めること。

## 1 3 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化【最重点】

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
- (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。
- (3) 安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等を進めること。

### <現状・課題>

平成16年に国内で79年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和2年以降、毎年発生し、令和4年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場におけるバイオセキュリティ(家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組)の徹底を図ることは、経済的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

こうした中、国は、令和7年から鳥インフルエンザワクチンの予防的接種の是非について、検討を開始したが、有効性等の検証が不十分なワクチンの導入は、本病の発生を見逃すおそれがあり、かえって家きん飼養関係者の混乱が予想される。そのため、使用する鳥インフルエンザワクチンは、感染防御効果が高く、かつ、野外ウイルス株と識別可能であることが不可欠である。また、ワクチン接種に伴う経済的・労務的負担についても考慮する必要がある。

### <具体的要求内容>

#### (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

#### (2) 農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の2分の1を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

(3) 安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等

ワクチン接種の導入に当たっては、従来のワクチンよりも感染防御やウイルス排出阻止の能力が高く、野外ウイルス株と識別可能なワクチンとなるよう、有効性等を十分検証するとともに、ワクチン接種にともなう経済的・労務的負担の軽減についても十分に留意すること。

## 1 4 豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

- (1) 野生イノシシの豚熱対策を確実に実施するため、東京都が行う事業に必要な財源と経口ワクチンを確保すること。
- (2) 近隣国で発生しているアフリカ豚熱の国内侵入防止策を確実に実施するとともに、国内でのまん延防止対策に万全を期すこと。

### <現状・課題>

平成 30 年 9 月に岐阜県で発生した豚熱は、北海道を除き、ほぼ全国に拡大し、養豚農家の経営に多大な影響を与えている。

このため、国は、豚熱発生県及びその隣接県（46 都府県）をワクチン接種推奨地域に指定し、飼養豚への予防的ワクチン接種を進めるとともに、野生イノシシによる感染拡大を防ぐため、野生イノシシへの経口ワクチン散布を推進してきた。

都は、国の対策を踏まえ、令和元年 12 月末から養豚農家等への予防的ワクチンの接種を行うとともに、東京都野生イノシシ C S F 対策協議会を設立し、令和 2 年 3 月中旬から本協議会が経口ワクチンを散布し、感染防止に努めてきた。

こうした中、令和 3 年 4 月 1 日に、改正家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）が施行され、野生イノシシへの経口ワクチン散布は、国庫負担金を財源とした都道府県が主体となって行う事務として位置付けられたが、いまだ都道府県事務として散布が行えない状況である。本対策は長期にわたることが見込まれていることから野生イノシシの豚熱対策を確実に実行するため、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等に係る経費について、国は必要な財源と経口ワクチンを確保し、各都道府県に配布することが必要である。

アフリカ豚熱については、有効なワクチンや治療法がなく、国内への侵入を許せば、非常に深刻な被害が生じると考えられている。世界ではアジア、ヨーロッパ、アフリカ各国で発生が続いており、とりわけ韓国では我が国との定期航路のある釜山広域市において野生イノシシの感染が連続して確認され、我が国への侵入リスクがますます高まっている。

国は動物検疫の強化や畜産物の輸入に係る P R を行っているが、違法な畜産物の輸入はいまだ後を絶たない。

また、国内に本病が侵入した場合に備え、法改正を行い、予防的殺処分の規程を定めたほか、令和 2 年度からワクチン開発に着手するなど、まん延防止の対策に取り組んでいるものの、野生イノシシへの対応については急峻な山地が多く、猟友会や林業関係者の減少かつ高齢化が進んでいるため、実効性を図る等の改善が必要である。

今後、都内の養豚農家が安心して経営を継続していくためには、対策の強化が

必要である。

こうしたことから、以下の要求を行う。

< 具体的要求内容 >

(1) 野生イノシシの豚熱対策の確実な実施

家畜伝染予防法に基づき、散布作業の適期かつ円滑な実施に向け、都府県を事業主体として、必要な財源を国が確保し国庫負担金として交付するよう措置すること。

経口ワクチンを承認済みの動物用医薬品として国内流通できる体制を構築し、都道府県が円滑に経口ワクチンを確保できる体制を整えること。

(2) アフリカ豚熱の国内侵入防止及びまん延防止策の確実な実施等

空港など水際での防疫体制を一層強化するとともに、可能な限り早期に飼養豚及び野生イノシシに対するワクチンを開発すること。

野生イノシシにアフリカ豚熱が確認された場合に備え、特定家畜伝染病防疫指針に規定する都道府県による積極的な死体探索方法と併せて、死体の回収・処理方法について、国内の山岳地形等を踏まえた、実現性のある手法を早急に開発すること。

また、本手法に基づく対応を行うに当たり国は都道府県に対し、死体回収・処理に携わる人材・資材の提供及び十分な予算措置を行うこと。

## 15 クロマグロの適切な資源管理の推進について

(提案要求先 水産庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) クロマグロの適正な資源管理と沿岸漁業の操業実態を反映した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底すること。

### <現状・課題>

クロマグロの資源管理については、平成 27 年から中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)による国際的な漁獲規制が導入され、我が国では平成 30 年から漁業法(昭和 24 年法律第 167 号)に基づく漁獲可能量管理が行われている。

こうした取組の結果、資源は回復基調にあり、令和 7 年以降の我が国の漁獲枠は、30 kg 以上の大型魚で従来の 1.5 倍、30 kg 未満の小型魚で 1.1 倍増となり、都においても漁獲枠の順守と消化率の向上に取り組むことにより、当初配分は大型魚で前年度比約 3.3 倍の 61.2 トン、小型魚で約 1.8 倍の 25 トンと大幅な増枠につなげることができた。

国は引き続き、科学的根拠に基づく調査や管理を進め、クロマグロの漁獲枠の更なる拡充に努めるとともに、零細な沿岸漁業の操業実態に配慮した漁獲枠の配分や、他県・大臣許可漁業との調整による漁獲枠の有効活用を図ることが重要である。

また国は、こうした状況の変化を受け、クロマグロの資源管理の高度化に向け、令和 8 年度から漁業者への詳細な漁獲情報報告・買い手への情報伝達の義務付けや、遊漁の届出制を開始した。都としても公正かつ厳格なクロマグロの資源管理が必要と考えるが、制度の導入に当たっては、漁業者等の負担軽減に配慮するとともに、制度の実効性担保に必要な監視・取締り体制の整備が不可欠である。特に、伊豆諸島周辺海域では近年のクロマグロ漁場の形成に伴い、プレジャーボートや遊漁船による採捕が増え、漁業との競合も顕在化していることから、国の責務の下、早急に遊漁の管理体制を構築していくことが肝要である。

については、クロマグロの資源管理を一層推進するため、以下の要望を行う。

### <具体的要求内容>

- (1) クロマグロの漁獲枠の更なる拡大に向け、引き続き科学的根拠に基づく調査や管理に努めるとともに、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分を行うこと。
- (2) 漁獲報告の厳格化等に当たっては、漁業者等に過度の負担とならないよう制度設計を行うとともに、DXを積極的に活用すること。
- (3) クロマグロ遊漁に対する資源管理の取組を徹底するとともに、漁業とのトラブルの未然防止を図るため、伊豆諸島周辺海域におけるクロマグロ遊漁に対し取締船の派遣など監視・取締り体制を強化すること。

## 16 キンメダイの資源管理の推進に向けた対策の強化

(提案要求先 水産庁)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。
- (2) 漁業収入安定対策事業について、強度資源管理タイプの対象となる魚種の拡大を図ること。
- (3) キンメダイ漁業について、資源管理の強化に伴い許可制を導入すること。

### <現状・課題>

キンメダイは、都の漁獲金額の約 45%を占める重要な魚種であり、主要漁場の一つである伊豆諸島周辺海域では、東京都のほか、千葉、神奈川、静岡の漁船が入り会って操業を行っている。

これらの1都3県の漁業者は、キンメダイの持続的な利用を図るため、体長の制限や禁漁区の設定、漁具の制限などの自主的な資源管理に取り組んできた。

しかし、海洋環境の変動等により漁獲量は長期的に減少傾向にあり、キンメダイの資源回復は重要な課題となっている。

こうした中、国で改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）の下、キンメダイを漁獲可能量（TAC）管理の対象に加える方針を示しており、これまで資源管理に取り組んできた漁業者は、更なる規制の強化につながるのではないかと不安を募らせている。

持続可能なキンメダイ漁業の実現に向け、資源管理を推進していくためには、国において、漁業操業実態を把握し、より精度の高い資源評価に基づき、関係者の合意の下、取組を進めることが必要である。また、漁獲量の減少による経営への影響に不安を抱える漁業者へのサポートを図るとともに、無秩序な漁場への参入を抑制していくことも不可欠である。

このため、以下の要望を行う。

### <具体的要求内容>

- (1) 水揚げ情報の収集体制の構築

キンメダイ漁業について、資源評価精度の向上に不可欠な水揚げ情報の収集体制を構築すること。

- (2) 漁業収入安定対策事業の拡充

キンメダイなど、地域において重要な魚種の資源管理に取り組む漁業者

が、漁獲金額が減少した場合に経営の安定が図れるよう、資源管理指針・計画作成要領を改正し、強度資源管理の対象を拡大するとともに、クロマグロ漁業と同様に漁業共済の払戻し判定金額の下げ止め措置を講じること。

(3) 資源管理の強化に伴う許可制の導入

無秩序な参入抑制の観点から、国による許可制を導入すること。許可制の導入に当たっては新規就業者の確保・育成の観点にも配慮すること。

## 1 7 小型鯨類による漁業被害対策の検討について

(提案要求先 農林水産省)  
(都所管局 産業労働局)

- (1) 伊豆諸島周辺海域において漁業被害をもたらす小型鯨類の生態把握を行うこと。
- (2) 小型鯨類による漁業被害を効果的・効率的に軽減するための技術開発に取り組むこと。

### <現状・課題>

近年、伊豆・小笠原諸島周辺海域では、小型鯨類により漁具にかかった漁獲物を食べられる等の漁業被害、いわゆる「食害」が大きな問題となっている。特に、伊豆諸島周辺海域では、重要魚種であるキンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業での被害は深刻で、釣針に掛かった魚の食害が多く、小型鯨類が出現するとその日の操業を中断して帰港を余儀なくされる事例も頻発し、漁業経営に大きな支障が生じている。

しかし、小型鯨類は国際的な保護動物であるため、現状の対策としては追い払いを目的とした防除的な措置を講じることしかできない。都ではこれまでに、超音波を利用した忌避装置や、動物駆逐用煙火（轟音玉、トド玉）の使用により小型鯨類の追い払いにあたってきたが、時間の経過とともに効果が薄れてしまい、抜本的な被害軽減対策とはなっていない。

水産庁では、大型クラゲやトド等、都道府県の区域を越えて広く分布・回遊する野生生物の出現状況や生態等の把握、被害軽減技術開発等を行っているが、小型鯨類についても回遊や漁業被害が広域に及び、都道府県単位での対策は困難であることから、同様に国が対策を講ずべき課題であると考えます。

このため、以下の要望を行う。

### <具体的要求内容>

- (1) 伊豆諸島周辺海域において漁業被害をもたらす小型鯨類について、種類、分布状況や回遊経路といった、対策の基礎となる生態情報の把握を行うこと。
- (2) 小型鯨類の食害による漁業被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証を行い、漁業者への普及を図ること。